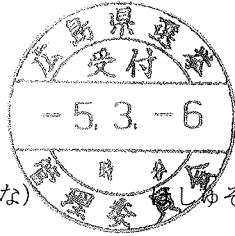


(その1)



# 収支報告書

令和4年分  
開催分

(ふりがな) 選挙事務の公正な実施を期す

1 政治団体の名称 保守創世の会

2 主たる事務所の所在地 広島県東広島市西条町下見4623番地15

3 代表者の氏名 (姓) (名)  
空本 誠喜

4 会計責任者の氏名 (姓) (名)  
大下 義武

事務担当者の氏名 (姓) (名)  
大下 義武  
(電話) 03-3508-7451  
大下 あい  
(電話) 03-3508-7451  
空本 誠喜  
(電話) 082-421-8146

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項
<input type="checkbox"/> 政党の支部	の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類 衆議院議員	
(現職・候補者の別) (現職)	
資金管理団体の届出をした者の氏名	(姓) (名) 空本 誠喜

国会議員関係政治団体の区分	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	(姓) (名) 空本 誠喜
公職の種類	衆議院議員
(現職・候補者の別) (現職)	
公職の候補者の氏名(2人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	
公職の候補者の氏名(3人目)	(姓) (名)
公職の種類	
(現職・候補者の別)	

整理番号	リスト消込	名寄せ	資産
100220	✓	有 無	有 無

資金管理団体の指定の期間	
	から まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
	から まで
(※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)	

(その2)

# 収 支 の 状 況

## 1 収支の総括表

収 入 総 額	3,003,875
(前年からの繰越額)	0
(本年の収入額)	3,003,875
支 出 総 額	3,003,875
翌年への繰越額	0

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	0
員 数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附		
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	3,875	
(イ) (うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	3,000,000	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	3,003,875	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア + イ)	3,003,875	

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	1. 個人	
				住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	この頁の小計		0		
	その他の寄附		3,875		
	合 計		3,875		

(その7)

(7) 寄附の内訳				寄附者の区分		3. 政治団体	
行番号	寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年 月 日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備 考	
1	日本維新の会 国会議員団	1,000,000	R4/1/25	東京都千代田区永田町2-17-3-503	馬場伸幸		
2	日本維新の会 国会議員団	1,000,000	R4/5/31	東京都千代田区永田町2-17-3-503	馬場伸幸		
3	日本維新の会 国会議員団	1,000,000	R4/12/9	東京都千代田区永田町2-17-3-503	馬場伸幸		
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	この頁の小計	3,000,000					
	その他の寄附						
	合 計	3,000,000					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費			
(1) 人 件 費	228,100	0	
(2) 光 熱 水 費	17,034	0	
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	831,711	0	
(4) 事 務 所 費	136,550	0	
小 計	1,213,395	0	
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	1,790,480	0	
(2) 選 挙 関 係 費	0	0	
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	0	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	0	0	
イ 宣 伝 事 業 費	0	0	
ウ 政 治 資 金 パ ー テ ィ ー 開 催 事 業 費	0	0	
エ そ の 他 の 事 業 費	0	0	
(4) 調 査 研 究 費	0	0	
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0	0	
(6) そ の 他 の 経 費	0	0	
小 計	1,790,480	0	
合 計	3,003,875		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳		項 目 別 区 分		2. 光熱水費		
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0				
	その他の支出	17,034				
	合 計	17,034				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		3. 備品・消耗品費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	備品機材	150,029	R4/7/11	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
2	備品機材	150,029	R4/8/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
3	街宣機材	187,000	R4/2/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
4	消耗品	12,400	R4/6/1	有限会社迫間商店	三重県志摩市阿児町安乗332-5	振込
5	街宣機材	83,300	R4/7/11	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
6	消耗品	12,929	R4/9/30	レフォンクイン	茨城県北茨城市中郷町汐見ヶ丘1259-64	振込
7	街宣機材	34,790	R4/10/3	有限会社イデジック	東京都世田谷区新町2-35-25	振込
8	消耗品	23,900	R4/10/11	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
9	花代	48,000	R4/12/1	有限会社吉田省次郎商会フラワーショップ 吉田	東京都品川区南品川2-17-13	
10	タイヤ代	70,920	R4/12/28	宮田油業株式会社 カーケアセンター西条下見店	広島県東広島市西条下見7-1-31	
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	773,297				
	その他の支出	58,414				
	合 計	831,711				

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳			項 目 別 区 分		4. 事務所費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	駐車場契約金	13,200	R4/3/8	芸陽バス株式会社	広島県東広島市西条西本町21-39	
2	自動車税	51,700	R4/6/14	広島県西部県税事務所	広島県広島市中区基町10-23	
3	自動車税	34,500	R4/6/14	広島県西部県税事務所	広島県広島市中区基町10-23	
4	自動車税	10,800	R4/6/14	東広島市	広島県東広島市西条栄町8番29号	
5	修理費	15,400	R4/10/6	株式会社ジャノメ	広島県広島市南区大須賀町15-12	
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	こ の 頁 の 小 計	125,600				
	そ の 他 の 支 出	10,950				
	合 計	136,550				



(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支 出 の 目 的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	旅費交通費 支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
1	航空運賃	57,540	R4/12/26	日本航空株式会社	東京都品川区東品川2-4-11	
2	航空運賃	283,760	R4/12/29	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
3	航空運賃	288,420	R4/12/29	全日本空輸株式会社	東京都港区東新橋1-5-2	
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	629,720				
	その他の支出	414,130				
	合 計	1,043,850				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
					会合費	
1	会合費	44,000	R4/3/11	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
2	参加費	20,000	R4/3/21	一般財団法人国づくり人づくり財団	広島県広島市中区上幟町10-17 第三光ビル 2F	
3	会合費	40,550	R4/5/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
4	会合費	21,087	R4/5/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
5	会費	20,000	R4/6/7	21世紀新政策研究会	東京都港区元赤坂1-2-7赤坂Kタワー 4階	
6	会合費	23,640	R4/6/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
7	会合費	53,800	R4/6/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
8	会合費	11,110	R4/6/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
9	会合費	17,209	R4/7/11	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
10	会合費	18,450	R4/9/12	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
11	会合費	17,498	R4/9/12	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
12	会合費	44,000	R4/10/11	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
13	参加費	10,058	R4/10/11	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
14	会合費	15,960	R4/11/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
15	参加費	15,870	R4/11/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
	この頁の小計	373,232				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳			項 目 別 区 分		1. 組織活動費	
行番号	支出の目的	金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備 考
16	参加費	11,300	R4/11/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
17	会合費	44,000	R4/11/10	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
18	会費	20,000	R4/11/18	21世紀政策研究会	東京都千代田区永田町2-1-1参議院議員会館1219号室	
19	会合費	53,180	R4/12/12	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
20	会合費	20,350	R4/12/12	三菱UFJニコス株式会社	福岡県福岡市博多区下川端町9-3 津田ビル	徴難
21						
	この頁の小計	148,830				
	その他の支出	224,568				
	合 計	746,630				

(その17)

# 資 産 等 の 状 況

## 1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

# 宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和5年 2月 28日

政治団体の名称 保守創世の会

会計責任者の氏名 大下 義武



代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

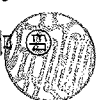
# 政治資金監査報告書

令和5年2月28日

保守創世の会  
代表 空本 誠喜 殿

登録政治資金監査人

見世 啓 士  
登録番号 第 3558 号



研修修了年月日 平成22年5月13日

## 1. 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、保守創世の会の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書の令和4年1月1日から令和4年12月31日までの期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書（以下「会計帳簿等の関係書類」という。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、保守創世の会の主たる事務所において行った。

## 2. 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が保存されていた。
- 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

## 3. 業務制限

保守創世の会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。また、保守創世の会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上